

交野みらい小学校開校に伴う 指定校変更制度について

教育委員会学校教育部



指定校変更制度について

・学校統合により指定校が変更となる場合については、あくまでも指定校への就学が望ましいが、統合に伴い通学距離が長くなる児童・生徒への配慮として「学校統合による」就学指定校の変更制度を策定。この制度は学校選択制ではなく申出により、「指定校の変更・区域外就学審査委員会」において、個別に審議し承認の可否を決める。

○適用条件

- ・現在の通学距離と比較して、統合後の通学距離が概ね1 km以上長くなる場合、又は、統合後の通学距離が概ね1.5 km以上となる場合。
- ・就学を希望する近隣の学校への通学距離が概ね1 km以内となる場合。

○受入れ可能人数

| 学校名 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|-------|----|----|----|----|----|----|
| 岩船小学校 | 13 | 20 | 8 | 19 | 18 | 8 |
| 倉治小学校 | 16 | 19 | 0 | 23 | 0 | 21 |

○スケジュール

| 時期 | スケジュール |
|-----------------------|--|
| 11月 上旬 下旬 | 「就学指定校変更申立書」の提出についてのお知らせ 「就学指定校変更申立書」の提出締切 |
| 12月 上旬 中旬 下旬 | <ul style="list-style-type: none">・ 指定校の変更・区域外就学審査委員会にて審査・ 抽選対象者が出た場合、対象者へ通知・ 公開抽選・ 審査結果の通知 |

○審査方法

- ・ 変更となる指定校（交野みらい小学校）への通学距離から就学を希望する学校（岩船小学校・倉治小学校）への通学距離を控除した数値の大きいものから承認する。
- ・ 点数順に承認し、次点者が複数名おり、かつ、残りの受入れ可能人数を超える場合は、抽選により決定する。